

【問合せ先】 〒 292 - 8550 木更津市富士見 2-7-18 TEL 0438 (23) 6161 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

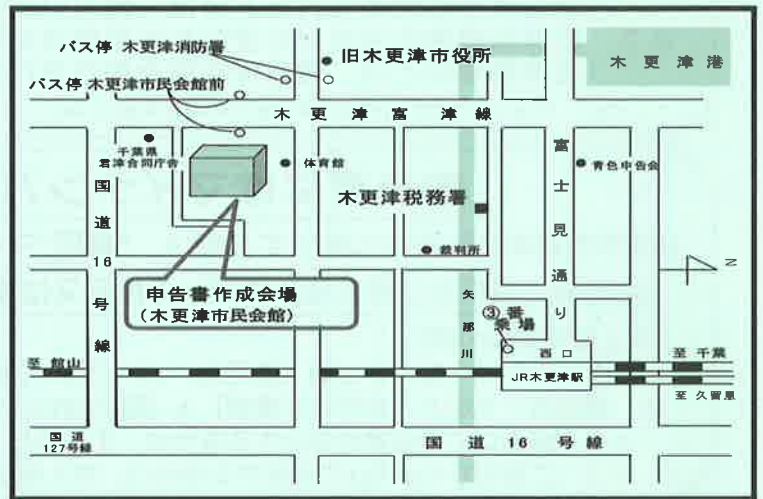
申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
令和2年2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	木更津市民会館 中ホール	木更津市 貝淵2-13-40	【作成相談の受付時間】 午前8時30分から午後4時まで 【作成済み書類の提出】 午前8時30分から午後5時まで

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 税務署より「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書が送付された場合は、ご来場の際、必ずご持参ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ID・パスワード方式又はマイナンバーカード方式による自宅等からのe-Taxをご利用ください。

【案内図】



会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
令和2年2月7日(金) ～ 2月14日(金) ※土、日及び祝日を除きます。	木更津市民会館 中ホール	木更津市 貝淵2-13-40	午前9時～12時 午後1時～4時

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除の初年度適用者及び土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、相談日が終了している場合があることをご了承ください。(裏面もご覧ください。)

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

検索

STEP 国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

2 申告書を作成

STEP 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

3 e-Tax で送信して提出

① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

② IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。



《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
 - ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。
 - ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

令和元年の台風等で住宅や家財等に損害を受けた方は、令和元年分の所得税及び復興特別所得税で雑損控除等の適用を受けることにより、所得税等の軽減を受けられる場合があります。

また、令和2年分以降についても、原状回復のための費用等の支払いをした場合は、雑損控除の適用が受けられる場合があります。

通常申告に必要な書類のほか雑損控除の適用にご用意いただく書類

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額、持分の分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金、義援金などの金額が分かるもの
- ④ 市町村から交付された「り災証明書」

※ 詳細については国税庁ホームページに掲載しておりますのでご覧いただくか、お近くの税務署までお問い合わせください。(一般的な相談は音声案内により『1』を選択し、『電話相談センター』をご利用ください。)